

秋田県告示第128号

秋田港港湾計画の変更について、港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第7項の規定による国土交通大臣の通知を受けたので、同条第9項の規定に基づき、当該変更の概要を次のとおり公示する。

令和2年3月24日

秋田港港湾管理者 秋田県
代表者 秋田県知事 佐竹敬久

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を秋田県建設部港湾空港課及び秋田県建設部秋田港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。）